

## 西播磨縁結び推進員事業実施要綱

### (目的)

第 1 条 結婚に関する相談やお見合い相手の紹介などの縁結び活動を行う、西播磨縁結び推進員(以下「推進員」という。)を委嘱し、西播磨地域(相生市、たつの市、赤穂市、宍粟市、太子町、上郡町、佐用町)での結婚や子育ての良さを広く伝え、独身男女の出会いの機会を創出することを目的とする。

### (活動内容)

第 2 条 推進員は、第 1 条の目的を達成するために、委嘱期間内に、次の第 1 号から第 5 号に掲げる活動のうち、任意の活動を行なう。

- (1) 独身男女への結婚の働きかけ
- (2) 独身男女やその親族等からの結婚相談対応
- (3) 結婚を希望する独身男女の引き合わせ
- (4) 「西播磨結婚応援企業」の登録の働きかけ
- (5) 「西播磨縁結び推進員」の登録の働きかけ

### (対象者)

第 3 条 推進員は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 西播磨地域に在住もしくは在勤・在学で、未婚者支援に誠実に取り組める者
- (2) 業として結婚相談又は結婚紹介を行わない者
- (3) 地位を利用し、又はその活動上知り得た情報等を利用して、宗教活動や政治活動、販売活動など、結婚支援以外の活動を行わない者
- (4) 暴力団員等に該当しない者
- (5) この要綱に定める事項の遵守を誓約した者

### (推進員の委嘱)

第 4 条 推進員になろうとする者は、「西播磨縁結び推進員登録申請書」(様式第 1 号)と「西播磨縁結び推進員誓約書」(様式第 2 号)に必要事項を記入し、本人確認書類(健康保険証、運転免許証等)の写しを添付して、西播磨県民局長(以下「県民局長」という。)に提出しなければならない。

2 県民局長は、前項の登録申請書を受理し、審査の結果、適当と認めたときは、推進員を委嘱するものとする。

3 県民局長は、前項の委嘱をしたときは、「西播磨縁結び推進員登録証」(様式第 3 号)を交付するものとする。

4 委嘱期間は、委嘱日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

### (推進員登録内容の変更)

第 5 条 推進員の登録内容に変更が生じた場合は、「西播磨縁結び推進員登録内容変更届」(様式第 4 号)を速やかに県民局長に提出しなければならない。なお、氏名及び住所の変更の場合は、本人確認書類の写しを添付すること。

### (委嘱の取り消し)

第 6 条 県民局長は、推進員が次の各号のいずれかに該当する場合は、委嘱を取り消すことができる。

- (1) 誓約書に掲げる事項に反したとき。
- (2) 虚偽の登録等が判明したとき。

(3) 相談者等に対する迷惑行為や社会的信用を損なう恐れがある行為等、推進員としてふさわしくない行為があったと認められるとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、県民局長が必要と認めたとき。

2 推進員は、委嘱を取り消された場合は、「西播磨縁結び推進員登録証」を返却しなければならない。

(活動状況照会)

第7条 県民局長は、推進員に任意で活動状況を照会することがある。

(秘密の保持)

第8条 推進員は、活動で知り得た情報を他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。推進員としての活動を終えた後も同様とする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、県民局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

西播磨縁結び推進員登録申請書

年 月 日

西播磨県民局長 様

西播磨縁結び推進員事業実施要綱の趣旨を理解し、同要綱第4条第1項の規定により、西播磨縁結び推進員の登録を申請します。

フリガナ			
氏名			
性別	男・女	生年月日	昭和 平成 年 月 日
住所	〒		
電話番号 (携帯電話可)		FAX番号	
メールアドレス			
勤務先 又は 学校	名称		
	所在地		
備考	(所属する「こころ豊かな美しい西播磨推進会議」の構成団体名等をお書きください。)		

※ 下記の書類を添えて提出してください。

①西播磨縁結び推進員誓約書 ②本人確認書類（健康保険証、運転免許証等）の写し

推薦者氏名 (企業名)	
----------------	--

様式第2号（第4条関係）

西播磨県民局長 様

西播磨縁結び推進員誓約書

このたび、西播磨縁結び推進員として活動するにあたり、下記事項を確認し、厳守することを誓約いたします。これに反した場合又は虚偽の申告等が判明した場合には、委嘱を取り消されても異議はありません。

記

- 1 西播磨縁結び推進員の活動において知り得た秘密及び個人情報を、活動対象者本人の了解なく、開示、漏えい、利用等をいたしません。
- 2 西播磨縁結び推進員の地位を利用し、又は、その活動上知り得た情報等を利用して、西播磨縁結び推進員事業実施要綱第2条以外の活動（宗教活動、政治活動、営利目的の結婚相談・斡旋等）はいたしません。
- 3 個人のプライバシー及び個人情報の重要性を認識し、情報の管理には十分注意します。
- 4 暴力団員等（兵庫県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。）ではありません。
- 5 西播磨縁結び推進員事業実施要綱に定める事項を遵守します。
- 6 上記各項の誓約に違反し、西播磨県民局又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償します。

以 上

年 月 日

署 名 \_\_\_\_\_

様式第3号（第4条関係）

（表）

西播磨縁結び推進員登録証

氏名 \_\_\_\_\_

西播磨縁結び推進員を委嘱します。

委嘱期間 年 月 日まで

年 月 日

兵庫県西播磨県民局長

（裏）

- 縁結び活動を行う際は、本登録証を携行してください。
- 登録者本人以外に、譲渡や貸与はできません。

兵庫県西播磨県民局県民交流室県民活動支援課  
〒678-1205 赤穂郡上郡町光都 2-25  
TEL 0791-58-2131 FAX 0791-58-0523

西播磨縁結び推進員登録内容変更届

年 月 日

西播磨県民局長 様

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

下記のとおり、西播磨縁結び推進員の登録事項に変更があったので、西播磨縁結び推進員事業実施要綱第5条の規定により提出します。

※ 変更事項欄にチェックし、変更があった項目のみ内容を記載してください。

<input checked="" type="checkbox"/>	変更事項	変 更 内 容	
<input type="checkbox"/>	(フリガナ) 氏 名	( )	※ 旧氏名
<input type="checkbox"/>	住 所		
<input type="checkbox"/>	電話番号		
<input type="checkbox"/>	FAX 番号		
<input type="checkbox"/>	メールアドレス		
<input type="checkbox"/>	そ の 他 〔 〕		

※ 氏名及び住所の変更の場合は、本人確認書類（健康保険証、運転免許証等）の写しを添えて提出してください。